

リスク評価(一次)評価Ⅱにおける1, 3, 5-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジナン-
2, 4, 6-トリオンの評価結果について(生態影響)(案)

<評価結果及び今後の対応について>

1, 3, 5-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジナン-2, 4, 6-トリオン(以下、「トリクロロイソシアヌル酸」という。)は、水中で速やかに加水分解され、「次亜塩素酸」を生成し、環境中には分解生成物である「1, 3, 5-トリアジナン-2, 4, 6-トリオン」(以下、「イソシアヌル酸」という。)が残留すると考えられる。本評価においては、「次亜塩素酸」は既知見通知で示されたイオンのみに環境中で分解する化学物質であることから、分解生成物の一つであり環境中に残留する「イソシアヌル酸」を評価対象物質とした。

○イソシアヌル酸について、生態影響に係る有害性評価として、既存の有害性データから水生生物に対する予測無影響濃度(PNEC)を導出し、暴露評価として、化審法の届出情報に基づく予測環境中濃度(PEC)の計算を行った。リスク評価としてこれらを比較した結果、PECがPNECを超えた地点が見られたものの地点数は限られていた。また、トリクロロイソシアヌル酸の製造・輸入数量の経年変化は、平成24年度以降減少傾向にある。

○このことから、現在推計される暴露濃度では、イソシアヌル酸による環境の汚染により広範な地域での生活環境動植物の生息もしくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。

○ただし、PRTR対象物質ではないため具体的な排出の量や分布に関する情報が得られていないこと、環境モニタリングによるイソシアヌル酸の実測濃度が得られていないことから、評価Ⅱの判断の根拠に足る暴露評価結果が得られていないと判断し、イソシアヌル酸の環境モニタリングによる実測データを収集することとする。

(以上)